

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 6 日

提出者 国立市長 永見理夫

記

庁用車（ごみ減量課庁用車）の接触事故の和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年4月26日

国立市長 永見理夫

記

庁用車（ごみ減量課庁用車）の接触事故の和解について

令和3年12月3日、国立市泉5丁目22番地付近において発生した庁用車（ごみ減量課庁用車）の接触事故について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

住 所 国立市内
氏 名 A

2 和解の内容

- （1） 国立市は、本件事故に関し、治療費等の損害賠償金として、82,600円を負担する。
- （2） 上記以外の債権、債務はない。